

# 会計・開示ダイジェスト

## 会計及び開示を巡る動向 2023年6月号

No.23-07

有限責任 あずさ監査法人



会計・開示ダイジェストは、日本基準及びIFRS®会計基準等の会計及び開示の主な動向についての概要を記載したものです。

## 1. 企業会計基準委員会（ASBJ）及び日本公認会計士協会（JICPA）

### 【公開草案】

#### 会計制度委員会研究報告「環境価値取引の会計処理に関する研究報告－気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応－」（公開草案）

近時の世界的な脱炭素、低炭素化による持続可能な社会の実現に向けた動きを踏まえて、種々の環境関連取引が行われるようになってきています。しかしながら、現行の会計基準等において、新たな環境関連取引に関し、会計処理が明らかにされていないものがあります。

本公開草案では、環境価値を直接取引対象とする環境関連取引に限定し、その会計処理の考え方を整理しています。なお、本公開草案は、JICPAにおける調査・研究の結果を踏まえた考察であり、現時点における1つの考え方を示したものです。このため、実務上の指針として位置づけられるものではなく、また、実務を拘束するものでもありません。

## 2. 金融庁

### 【改正】

#### (1) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正

本改正では、IASBが2023年5月23日に公表した修正後のIAS第12号「法人所得税」を、連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準とすることとしています。

あずさ監査法人解説資料：[ポイント解説速報（2023年6月5日）](#)

## (2) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件」

本改正では、IASBが2023年5月25日に公表したIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の改訂及びIFRS第7号「金融商品：開示」の改訂を、連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準とすることとしています。

あずさ監査法人解説資料：[ポイント解説速報（2023年7月5日）](#)

### 【改正案】

#### 重要な契約の開示に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案

本改正案は、2022年6月に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」における提言を受け、「重要な契約」に関して開示すべき契約の種類や求められる開示内容を明らかにするために、有価証券報告書等及び臨時報告書の記載事項について、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正を提案するものです。本改正案では、有価証券報告書等において、「重要な契約」に関して、1) 企業・株主間のガバナンスに関する合意、2) 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意、及び3) ローン契約と社債に付される財務上の特約についての開示を求めることが提案されています。

あずさ監査法人解説資料：[ポイント解説速報（2023年7月6日）](#)

## 3. 法務省

今月、特にお知らせする事項はありません。

## 4. 国際会計基準審議会 (IASB)、IFRS解釈指針委員会 (委員会) 及び国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)

### 【最終基準】

#### 最初のIFRS®サステナビリティ開示基準である「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項 (IFRS S1)」及び「気候関連開示 (IFRS S2)」

ISSBは、2023年6月26日、サステナビリティ開示に関する最初の最終基準書となるIFRS S1及びIFRS S2を公表しました。IFRSサステナビリティ開示基準は、各国及び地域の規制当局の報告制度の礎となる、投資家に焦点を当てたサステナビリティ報告のためのグローバルなベースラインを作成することを目的としたものであり、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) や米国サステナビリティ会計基準審議会 (SASB) を含む、既存の枠組み及び基準の考え方を基礎としています。

IFRS S1はサステナビリティに関連する重要なリスクと機会に関する情報について、TCFD提言に基づく4つの分野（「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」）にわたる開示のためのフレームワークを提供しています。また、IFRS S2は気候関連のリスクと機会に関する情報について、開示事項及び開示のための詳細なガイダンスを提供しています。IFRSサステナビリティ開示基準の適用時期は、各国の規制当局によって判断されます。

あずさ監査法人解説資料：[KPMG Japan Insight Plus](#)

## 【情報要請】

### 「IFRS第15号『顧客との契約から生じる収益』の適用後レビュー」

IASBは、2018年から適用を開始したIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビューに関して、利害関係者のフィードバックの募集を開始しました。適用後レビューは、基準の要求事項が財務諸表利用者、作成者、監査人及び規制当局に与える影響を評価する目的で行われます。

あずさ監査法人解説資料：[ポイント解説速報（2023年7月18日）](#)

## 5. 米国財務会計基準審議会（FASB）

### 【公開草案（会計基準更新書案（ASU案））】

#### ASU案「金融商品—信用損失（トピック326）：購入した金融資産」

現行の会計基準では、購入した金融資産が組成後に僅少とは言えない信用の質の悪化を経験したと判定された場合、「信用が悪化している購入した金融資産」（Purchased financial assets with credit deterioration）（PCD資産）の規定が適用され、償却原価ベースは購入価格に購入時の信用損失引当金を加えた金額で測定され、償却原価と信用損失引当金が両建てで計上されます（グロスアップ・アプローチ）。一方、購入した金融資産が信用の質の悪化を経験していない場合、上記PCD資産の当初測定規定は適用されず、償却原価ベースは購入価格と同額とされます。そのため、PCD資産以外の購入した金融資産は、その購入価格に購入時の信用損失が反映されているにもかかわらず、自ら組成した金融資産と同様に信用損失引当金の計上が別途必要となり、購入時にDay-1信用損失を損益に認識しなければなりません。

本ASU案では、一部の限定された例外（購入した売却可能負債性証券等）を除いて、すべての購入した金融資産に対してグロスアップ・アプローチを適用し、2つの会計モデルの併存に伴う複雑性を低減することを提案しています。なお、本ASU案には、購入した金融資産に係る表示及び開示に関する新たな提案は含まれていません。

KPMG関連資料：[Defining Issues](#)（英語）

■ 関連資料紹介

- [IFRS会計基準要約期中財務諸表ガイド - 開示チェックリスト \(2023年4月版\)](#)
- [IFRS会計基準と日本基準の主要な相違点 \(2023年版\)](#)

■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。  
[kpmg.com/jp/socialmedia](https://kpmg.com/jp/socialmedia)



■ 会計・監査コンテンツアーカイブのご紹介

会計・監査コンテンツをトピック別、業種別で絞り込み、一覧表示することができます。

[kpmg.com/jp/search-tool](https://kpmg.com/jp/search-tool)

The screenshot shows a search interface with the following sections:

- 年**: 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012年以前
- 会計基準**: 日本基準, 修正国際基準, IFRS, 米国基準
- トピックス**: 基準全般, 概念フレームワーク, 初年度適用, 繰上資産, 有形固定資産, 無形資産, 引当金, 退職給付, 株式報酬, 資本, 収益, 税金・税効果, 企業結合・共通支配下取引, 連結・持分法, 金融商品, 減損・公正価値測定, 外貨換算, リース, 保険契約, 表示・開示, 期中報告, 監査, 法令・制度, その他
- 業種**: 鉱業, 建設, インフラストラクチャー, 消費財・小売・食品, 製造, 化学, 製薬, 自動車, その他製造, エネルギー, 運輸・物流, 情報, 通信, 歳社・卸売, 流通・小売, 金融, アプライベートエージェンシー, 不動産, ヘルスケア, パブリックセクター, 学校法人, ノンビタリティ, メディア, グローバルジャビネスプラクティス, 中堅企業, 新興国
- タイトル**: (検索欄)

検索ボタンと、1-10件 / 1147件 [10件] [表示] [1 | 2 | 3] ... [115]

実行日 ▼ タイトル

2018年4月25日	IFRICニュース
2018年4月23日	金融庁、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループに係る意見募集を開始
2018年4月20日	IFRS実務トピックスニューズレター〜銀行業〜 (2018.01) LIBOR改革が会計処理に与える影響
2018年4月20日	Q&A - 米国税制改革、KPMGのハンドブック「法人所得税の会計処理」の補記 (英語) (米国基準)
2018年4月18日	日本基準 平成30年3月期決算の留意事項 チェックリスト

■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

この度、KPMGジャパンは、KPMGジャパンのセミナーや、動画コンテンツを会員限定で提供するウェブサイト「KPMG Japan Insight Plus」を開発いたしました。

KPMGジャパンのナレッジを、ビジネストピック別にご紹介しているほか、会員登録の際にご興味のあるトピックを選択いただくと、その内容が定期的にメールにて配信されるサービスもご提供しています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

[azsa-accounting@jp.kpmg.com](mailto:azsa-accounting@jp.kpmg.com)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確性は保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません。(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IAS®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limitedおよび有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および(または)登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

- [あずさ監査法人トップページ\(Link\)](#)
- [日本基準 \(Link\)](#)
- [修正国際基準 \(Link\)](#)
- [IFRS会計基準 \(Link\)](#)
- [米国基準 \(Link\)](#)